

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

特 (略)		局 船 船	局 機 空 航	名 無線局の種類及び無線設備	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
		基本及び予備設備	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	点検の項目	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
(略)	(略)	(略)	(略)	備考	
特 (同上)		局 船 船	局 機 空 航	名 無線局の種類及び無線設備	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
		(同上)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	点検の項目	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
(略)	(略)	(略)	(略)	備考	

備 設	な 殊	
	(略)	(略)
船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	一 周波数	(略)
二 占有周波数帯幅	三 空中線電力	(略)
三 空中線電力	四 識別信号	(略)
四 識別信号		(略)

設	
(同上)	(略)
船舶自動識別装置	一 周波数
	二 占有周波数帯幅
	三 空中線電力
	四 識別信号

船舶地球局及び航空機地球局	(略)	(略)	(略)	(略)
放送局	(略)	(略)	(略)	(略)
アマチュア局	(略)	(略)	(略)	(略)
その他の無線局	(略)	(略)	(略)	(略)

注1、注3 (略)

三 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。